

作成日：R8年2月13日

令和7年度第10回 高松圏域自立支援協議会 運営会議議事録

日付	令和8年2月13日(金)
時間	9:20~10:50
開催会場	かがわ総合リハビリテーション福祉センター研修室
参加機関等	<p>香川中部支援学校、高松支援学校、高松市障がい福祉課、直島町住民福祉課、障害者就業・生活支援センターオリーブ、地域活動支援センタークリマ、ヒトコ、障害者地域生活支援センターほっと、相談支援事業所ライブサポートセンター、障害者生活支援センターたかまつ、地域生活支援センターこだま、障害者生活支援センターあい、一般社団法人garyu、相談支援センターりゅうん、自立ケアシステム香川、NPO 法人アイルコート、高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点</p> <p>圏域アドバイザー：相談支援事業所はなぞの 順不同 計18名</p> <p>圏域アドバイザーより</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個別の現場でやっているケースから地域の課題としての拾い出し等を各部会でしっかりととりまとめ、協議会全体に共有する等の動きがあるのだろうと感じた。</li><li>・当事者の主体性や意思決定を支えることの重要性について改めて感じた。支援者だけではなく、当事者等も含め、みんなで一緒に考えることが大事。</li></ul>

議題1:部会活動以外の協議をする場、新たに挙がってくる地域課題について協議をする場について

議事	<p>資料3~5ページ参照。個人情報同意書の案を作成。</p> <p>自立支援協議会において事例に基づいて協議する際において、各機関が各利用者と交わっている方は事業所との同意書で了解とする。サービスを利用していない方の場合には、協議会と個人情報使用の同意書が必要。</p> <p>※個人が特定されないように加工したと記載されているという点、個人情報の内容の中に氏名等が挙げられていることが矛盾しているのではないかと。</p> <p>※「漏れることのないよう細心の注意」という記載だが、守秘義務が課されて</p>
----	---

	<p>いる等にしてはどうか。</p> <p>※委託や基幹で個人情報の同意書を取っていないことがあるとしたら、そのこと自体は問題ではないのか。→これを機会に各機関で個人情報同意書を必ず取る形を徹底してはどうか。</p> <p>※条件①「関係者の所属機関は特定」の関係者とは協議会の参加者を特定されておくという意味。</p> <p>※個人情報の例示については、氏名、電話番号、住所は出されることはないため、わかりやすい表現に変えていく。</p> <p>※情報の内容についてははっきりと書いておいた方がよいのではないかと。 →意見を取り入れた形で、来月の運営会議で提出</p>
--	---

議題2:障がい者の性と人権について	
議事	<p>6～22 ページ参照</p> <p>①相談先がわからない課題については、相談先などの情報発信での対応を行う。7～14 ページ:被害者向けの情報、これらの窓口にアクションを起こした上でどのように情報発信するかなどを具体的に検討。</p> <p>②当事者の体験談を聞いてみる機会をまずはもち、その後の展開を検討してはどうか。</p> <p>※①については各部会から各委員に下ろしていくというイメージ。その後、情報がまとまってきた段階で協議会のホームページにアップできるとよいだろう。</p> <p>※支援者もなかなか話しにくい部分があったり、経験のムラがあり、①、②をまずは取り組んだ後、実際にケースが生じたときの流れなどを確認できると良いのではないかと。</p> <p>※当事者の意見を集めた後に、どのように発信するのかを検討することも必要。</p> <p>※性の相談を支援者にしたとしても、各支援者の価値観がその後の動きに影響を与えられる。</p> <p>※起きた後の情報だけではなく、予防的な情報も必要かも知れない。</p> <p>※主体性を本人自身がどのように持つのかということではないかと。</p> <p>※支援者をターゲットにするのか、当事者をターゲットにするのか →まずは支援者をターゲットにした取組みを検討する。 →性課題をレクチャーしてくれる学術研究者などを招聘し、支援者の学びの場としてもよいのではないかと。 →支援者がちゃんとした倫理観をもつ機会が持てたらよいのではないかと。</p> <p>①、②ともに学ぶ機会が②をひとまず取り上げてはどうか、総論的な話から</p>

	してはどうか
--	--------

議題3:主任相談支援専門員連絡会より	
議事	23～28ページ参照 指定相談支援事業所の中で、主任相談支援専門員に同行してもらって支援の方法などについて実施したものを振り返り、助言をもらう取組みを推進していく予定。より具体的な内容にまとまった際には、相談支援事業所部に周知する。受付窓口などは基幹中核。

議題 4: その他	
議事	・就労支援部会より 就労選択支援事業の公開講座を明日開催予定。香川県総合福祉センターにて 9:00～。厚生労働省専門官からの講義とパネルディスカッション。現時点での申し込みは80名程度。

議題 5: 高松市より協議会への相談・報告	
議事	高松市障がい福祉課より来年度以降で実施 ①発達障がい児支援について 就学前に早期に発見し、適した学習環境につなげるため、5歳児健診を検討している。健診後の受け皿不足が想定される。行政内でも企画運営に関する協議は進めているが、専門性の高い協議会にても検討し、市への提案をいただきたい。 ※事務局より 構成メンバーとして、児童発達支援センター、地域療育等支援事業、主任相談支援専門員、アルプスかがわ、こども部会長、会長、副会長、事務局でまずは1回目の会議で高松市から話をきいた上で、具体的な検討を開始する。令和8年度末の整理を目途に進めていく。  ②日中一時支援事業について 報酬改定については令和4年度に改訂したものの、改正前後で変更なし。より有効な活用を促進できるような取組みについて協議をしてもらいたい。 報酬単価以外の部分での課題や改善に向けた提案などを市に挙げてもらいたい。 →3月の運営会議において事務局から提案する。

	<p>地域生活支援事業にかかる報酬単価の見直しについて</p> <p>昨年度、協議会にて移動支援についての提案をいただき、市でも十分確認し、行政では気付かない点を整理。協議会だけではなく、市民からの意見もあり、令和8年度から見直しをする予定。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・グループ型支援の新設。 →高松市からガイドラインを配布される。現在作成途中。</li><li>・全身性障害者→肢体不自由による身体障害に変更</li><li>・報酬単価の変更。単価Ⅰ、Ⅱに分類し、基準は備考欄に記載。他市や国の報酬単価とも比較などし、4月から運用開始。</li><li>・サービス提供者の資格要件変更。</li><li>・日中一時支援事業の報酬単価については、他市と比較しても高めに設定されている状況があり、重症心身障害者の枠組みを新たに設定。</li><li>・以上の見直しについては、全事業所に速やかに市から発信する予定。 →施設入所をしている方についての移動支援の可否については、十分に検討が深められていない。現状の課題や運用の課題について十分に整理ができていない中では、見直しまでは難しい。 →重度心身障害者の単価→あくまで身体、知的ともに。事業所数が少ない状況がある。そこも含めて十分に検討していくことが必要だろう。</li></ul>
--	--

今回は、令和8年3月13日（金）9：20～10：50

かがわ総合リハビリテーション福祉センター研修室